

大阪市という名称が最初に付いていますが、大阪市内に限らず大阪府全体の広域を対象としています。また、支援対象は障害のある方で就労を希望する方に限っています。

今日は、障害のある方々が職業知識や技能を習得し、職業人として社会参加できるように支援する「能力開発機関」と、就労支援をおこなう「就業・生活支援センター」とが一緒になっておこなう就労支援ネットワークである『V-s i e n』における職業指導と就労支援についてお話しします。

この取り組みの大きな特徴として、3つの施設、「大阪市職業リハビリテーションセンター」「大阪市職業指導センター」「大阪市障害者就業・生活支援センター」の総体で支援体制をとり、就労を継続するための生活全般を含めて就労支援をおこなう点です。これは、障害のある方が安心して挑戦でき、もし失敗してもやり直しのきくという支援方針に基づいています。

様々な障害のある方が参加されています。身体障害、知的障害の方をはじめ、発達障害といわれるLD（学習障害）とかADHD（注意欠陥や多動性障害）、アスペルガー、高機能自閉症の方、精神障害、また交通事故などで頭部損傷などによる高次脳機能障害での離職者の方、在宅就労を希望する方、また企業に在籍されている方でいわゆる中途障害者の方など、多様です。

一言で述べると、①就職できるまで、②就職できてからあとの定着支援、③失業したら、挑戦でき、やり直しが効くという支援内容になっています。

職業指導の特徴として、まず企業との連携が挙げられます。適宜に合った職業指導と実践的な職業指導、企業講座や企業からの受託業務、企業実習など、企業との信頼関係の構築により可能な事業です。

次に、適性を引き出す職業指導をおこなっています。得意な分野と不得手な分野を見極める指導です。これによりマッチングが変化してきます。また、大切なポイントとして、障害の種類や程度でなく、本人の意思を尊重する指導とされていることが挙げられます。

訓練メニューには多岐に亘ります。

身体障害者の方は主に事務系が多く取り入れられています。情報処理やビジネス実務などです。

在宅訓練もおこなっています。e-ラーニングでのWebラーニングやIT科などです。また在宅就業支援として「バーチャル工房支援事業」というのがあります。これはY社との共同プロジェクト事業なのですが、在宅勤務を可能とするために、共同制作とオンライン会議を応用しています。

この他に、在宅就業支援のスキームとして、受託事業を大阪市リハビリテーションセンターが取りまとめ、これを障害のある方に振り分けるという方法をおこなっています。

先ほど、障害の種類や程度ではなく、本人意思の尊重を挙げましたが、精神障害者の委託訓練のメニューは、参加されている精神障害者の方々が企画をおこなったものです。

大阪というところは大変、社会的資源の豊富な地です。障害者の能力開発をおこなう機関も本当にたくさんあります。また、障害者就業・生活支援センターも府下18所が稼働しています。また企業や労働組合も参加した雇用支援ネットワークが活躍しています。「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」は、府下665名の枠があります。

この社会資源を企業の方々がうまく使うことによって、ともに“いい関係性”が成り立ち、結果、企業にも障害のある方にも役立つしくみとして、ぜひ活用をお願いします。